

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(入居の申込み)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により県営特定公共賃貸住宅に入居の申込みをしようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第4条第1項第1号アの親族については、入居申込者との関係及びその居住を証する書面</p> <p>(3) 入居申込者及び条例第4条第1項第1号アの親族に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(入居の申込み)</p> <p>第4条 条例第5条の規定により県営特定公共賃貸住宅に入居の申込みをしようとする者（以下「入居申込者」という。）は、県営特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第4条第1項第1号アの親族及び同号ウの知事が定める基準に該当する者と同居しようとする者については、入居申込者との関係及びその居住を証する書面</p> <p>(3) 入居申込者並びに条例第4条第1項第1号アの親族及び同号ウの知事が定める基準に該当する者と同居しようとする者に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書</p> <p>(4) [略]</p>																																
様式第1号（第4条関係）	様式第1号（第4条関係）																																
<p>(表)</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。</td></tr><tr><td colspan="2">また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。</td></tr><tr><td colspan="2">なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>申込者及び同居しようとする親族</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		[略]		次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。		また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。		なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。		[略]	[略]	申込者及び同居しようとする親族	[略]	[略]		<p>(表)</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。</td></tr><tr><td colspan="2">また、申込者及び同居しようとする者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。</td></tr><tr><td colspan="2">なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>申込者及び同居しようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		[略]		次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。		また、申込者及び同居しようとする者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。		なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。		[略]	[略]	申込者及び同居しようとする者	[略]	[略]	
[略]																																	
[略]																																	
次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。																																	
また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。																																	
なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。																																	
[略]	[略]																																
申込者及び同居しようとする親族	[略]																																
[略]																																	
[略]																																	
[略]																																	
次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。																																	
また、申込者及び同居しようとする者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。																																	
なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。																																	
[略]	[略]																																
申込者及び同居しようとする者	[略]																																
[略]																																	
<p>(裏)</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">申込みに当たっての注意事項</td></tr></table>	[略]		申込みに当たっての注意事項		<p>(裏)</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">申込みに当たっての注意事項</td></tr></table>	[略]		申込みに当たっての注意事項																									
[略]																																	
申込みに当たっての注意事項																																	
[略]																																	
申込みに当たっての注意事項																																	

1 [略]

2 次の書類を添付してください。

(1) [略]

(2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）

(3)・(4) [略]

[略]

様式第2号（第5条関係）

[略]

1・2 [略]

3 同居親族

[略]

4 [略]

[略]

様式第4号（第7条関係）

[略]

1～5 [略]

（承認事項）

6 書面により承認を受けた後でなければ、次に掲げる行為は行いません。

(1) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させること。

(2)・(3) [略]

7～9 [略]

1 [略]

2 次の書類を添付してください。

(1) [略]

(2) 同居しようとする者と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書、里親の方にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童を委託されていることを証する書面（児童措置決定通知書等）の写し）

(3)・(4) [略]

[略]

様式第2号（第5条関係）

[略]

1・2 [略]

3 同居者

[略]

4 [略]

[略]

様式第4号（第7条関係）

[略]

1～5 [略]

（承認事項）

6 書面により承認を受けた後でなければ、次に掲げる行為は行いません。

(1) 入居の際に同居した者以外の者を同居させること。

(2)・(3) [略]

7～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申込書等又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申込書等又は通知書については、なお従前の例による。

。